

薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会

食品規格部会 議事次第

日時：平成25年5月8日（水）

16時00分～18時00分

場所：厚生労働省共用第8会議室

1. 開 会

2. 議 題

（1）審議事項

- ・ 清涼飲料水等の規格基準の一部改正について
- ・ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品の製造時における殺菌料の使用について

（2）その他

3. 閉 会

<配布資料>

- 資料 1-1 : 清涼飲料水の規格基準改正に係る部会審議の概要及び本日の審議事項 (案)
- 資料 1-2 : 清涼飲料水の規格基準の概念図 (1)
- 資料 1-3 : 食品衛生法において「飲用適の水」が準用されている規定
- 資料 1-4 : 清涼飲料水の規格基準の概念図 (2)
- 資料 1-5 : ミネラルウォーター類 (殺菌・除菌無) の化学物質等の成分規格
- 資料 1-6 : ミネラルウォーター類 (殺菌・除菌無) の製造基準
- 資料 1-7 : ミネラルウォーター類 (殺菌・除菌有) の化学物質等の成分規格
- 資料 1-8 : 食品、添加物等の規格基準 (昭和 34 年厚生省告示第 370 号) (抜粋)
- 資料 1-9 : 飲料水等に係る基準値の比較 (残留農薬を除く)
- 資料 2 : 容器包装詰加圧加熱殺菌食品の製造時における殺菌料の使用について (案)

<参考資料>

- 参考 1-1 : 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会における利益相反の取扱いについて
- 参考 1-2 : 食品衛生分科会審議参加規定
- 参考 2 : 食品健康影響評価について (回答) (平成 25 年 4 月 15 日付け府食第 308 号)
- 参考 3 : 食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて (回答) (平成 23 年 3 月 10 日付け府食第 222 号)
- 参考 4 : 食品健康影響評価の結果の通知について (回答) (平成 25 年 3 月 18 日付け府食第 213 号)
- 参考 5 : 次亜塩素酸水の概要書及び添加物部会報告書
(平成 20 年 1 月 18 日食品衛生分科会資料)
- 参考 6 : 亜塩素酸水の概要書及び添加物部会報告書
(平成 24 年 11 月 6 日食品衛生分科会資料)